

## 「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（間接国税関係）の取扱いについて」新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>(使用の廃止がされたことが明らかにされている場合)</p> <p>8 - 6 令第15条の2各号《使用の廃止がされたことが明らかにされる自動車》に規定する手続がされた自動車とは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に掲げる書類（以下「廃車証明書」という。）の交付を受けている自動車をいうのであるから留意する。</p> <p>同条第1号に掲げる自動車 登録事項等証明書（登録が抹消されたことの記載があるものに限る。）</p> <p>同条第2号に掲げる自動車 自動車検査証返納証明書</p> <p>同条第3号に掲げる自動車 軽自動車届出済証返納証明書</p>	<p>(使用の廃止がされたことが明らかにされている場合)</p> <p>8 - 6 令第15条の2各号《使用の廃止がされたことが明らかにされる自動車》に規定する手続がされた自動車とは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に掲げる書類（以下「廃車証明書」という。）の交付を受けている自動車をいうのであるから留意する。</p> <p>同条第1号に掲げる自動車 <u>一時抹消登録証明書又は登録事項等証明書</u>（登録が抹消されたことの記載があるものに限る。）</p> <p>同条第2号に掲げる自動車 自動車検査証返納証明書</p> <p>同条第3号に掲げる自動車 軽自動車届出済証返納証明書</p>